

● 第3～5回臨時会議
6月定例会議

議案審議

〈議案第51号〉 あきる野市手数料条例の一部を改正する条例

あきる野市の

こんなことが決まりました。

- 第3回臨時会議 4月23日
- 第4回臨時会議 5月13日
- 6月定例会議 会議期間10日間 6月9日～18日
- 第5回臨時会議 7月9日

Pickup 1
マイナンバーを通知する
通知カードは廃止されました。

国は、通知カードからマイナンバーカードへの移行を促進するため、法律の改正を行い、通知カードを廃止しました。これに伴い、通知カードの再交付に係る手数料の規定を削除します。

こんな意見が出ました。

● 通知カードの廃止は、マイナンバーカードを持たない人に不便を強いることでカード取得に追い立てようとするもの。マイナンバーカードが市民にとって有益であると考えらるならば、有益性を合理的に説明し、市民の納得を得ることで取得率の向上を図るべき。

● マイナンバーは今や就職、転職、出産・育児、病気、災害、年金受給など、提示を求められる場面が増えてきており、より早い普及を望んでいるので、賛成する。



全ての議案名と結果は、あきる野市ホームページをご覧ください。ご覧いただくか、議会事務局へお問い合わせください。

〈議案第44・49・58・60・77号〉 令和2年度あきる野市一般会計補正予算(第1号～5号)

Pickup 2

新型コロナウイルス感染症対策のための
補正予算が可決されました。

新型コロナウイルス感染症対策費として、国から2億5679万2千円、都から2億5095万8千円の交付金額が示されました。両交付金を活用した事業の補正予算等(第1号～5号)が議会上程され、いずれも可決されました。



【事業名】感染症予防対策経費
【補正額】706万円
【内容】新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、消毒液や体温計、防護服などを購入します。



【事業名】介護サービス事業所等感染症予防対策経費
【補正額】675万円
【内容】介護サービス事業所等が行う、新型コロナウイルス感染症の予防対策のための衛生用品等の購入に対し、補助金を交付します。



【事業名】ひとり親家庭への臨時特別給付金給付事業経費
【補正額】1545万7千円
【内容】児童育成手当を受給しているひとり親家庭(障害手当のみ受給している家庭を除く)へ臨時特別給付金(児童1人当たり1万円)を支給します。



【事業名】感染症緊急経営支援事業経費
【補正額】1億1550万円
【内容】売上げが減少している中小企業者で、要件を満たす事業者に対し、事業全般に広く使える給付金(1事業者当たり20万円)を支給します。他に飲食店応援事業や経営相談支援事業を実施します。



【事業名】小・中学校ICT環境整備事業経費
【補正額】3億591万2千円
【内容】児童・生徒1人1台の端末を整備します。また、システム構築経費など必要な経費を計上します。



【事業名】学校給食緊急対策事業経費(秋川・五日市)
【補正額】2997万3千円
【内容】夏期休業期間中の登校日に、昼食を提供します。実施期間: 7月20日～31日、8月24日～28日



【事業名】秋川流域PCR検査センター支援事業経費
【補正額】560万3千円
【内容】秋川流域の医師会と自治体、PCR検査センターを設置する医療機関が共同事業として実施する、PCR検査センター事業を支援します。

聞いてみたいな
こんなこと



議員全員協議会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6月定例会議では、一般質問を中止し、議員全員協議会において新型コロナウイルス感染症に関する質疑応答を行いました。なお、会議時間を短縮する目的で、質疑応答は再質問から行いました。

議員全員協議会の内容を動画で視聴できます。市ホームページ「市議会」から「本会議録画中継」を検索するか、スマートフォンやタブレットでQRコードを読み取りご覧ください。公開は次号発行日までです。



議員全員協議会質問事項一覧表

頁	質問事項	頁	質問事項
5	災害について	8	交付金の使途について
	・避難計画		特別定額給付金の電子申請について
	・複合災害の対策	9	傷病手当金について
・災害時の避難所運営	生活困窮者への支援について		
6	PCR 検査等について	10	介護事業所に対する支援について
	・介護職員に対するPCR検査		延期している特定健康診査、乳幼児健診について
	・検査機関の公表	11	都市整備(区画整理)事業の遅延の有無について
	・検査に関する情報公開		子どもの体力維持について
7	オンライン教育について	質問事項52件のうち、11件を掲載します。 議員全員協議会の質問書・回答書は、 右記のQRコードからご覧ください。	
	・ICTを活用した学びの実現		
	・家庭の端末・通信環境		
	・オンライン教育の課題		



災害について

避難計画

避難者間のスペースの確保は1mから2mが計画されているが、クラスターを生みさせないためには、家族間以外は最低でも2mは確保したい。スペースと避難状況によっては確保が難しいケースもあり、分散避難の具体的な検討をすることが必要ではないかと感じている。民間等と受入れの提携を結んでいる自治体もあるが、避難所増設の検討の具体案について伺う。

現時点では、公共施設である指定避難所及び屋内を使用できる緊急指定避難所を活用することで対応したいと考えている。しかし、災害規模や施設の被害により、避難所が不足することも想定できるため、協定の締結等、民間施設の活用について検討を進めていく。

複合災害の対策

マイ・タイムラインの作成を推進するため、作成指導講習などの参加者を増やすべきと考えるが、市の見解は。

東京都では普及拡大のため、地域リーダー講習会を開催している。昨年度は複数回の開催があり防災・安心地域委員会の役員が参加し、見識を高めている。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催は未定とのことだが、都においては東京マイ・タイムライン作成支援動画を作成中である。完成後には広報やホームページなどで周知を行い、作成推進を図りたいと考えている。

感染症防止のための防災備蓄品の拡充について伺う。

今回の補正予算で国の交付金を活用し、感染症対策を

災害時の避難所運営

避難所運営に当たっては、防災・安心地域委員会に支援をお願いすることはもちろんだが、市民一人一人と一緒に避難所を運営する意識を持てるような啓発活動が一層力を入れていく必要があると思うが、市の見解は。

避難所運営で必要な事項や避難所運営の方法などは、既にマニュアルを作成していたが、現在、感染症対策を踏まえた対応を付記した改訂版を作成している。また、これとは別に、避難者などが避難所運営に関わる際に活用できるように、図や写真などを使用し、視覚的に理解ができる概要版の作成も進めている。避難所運

営は防災・安心地域委員会を中心として、自主防災組織や防災リーダーの協力を得ながら行うこととしている。市や地域の防災訓練をはじめ、防火防災の周知の機会を活用し、避難所開設の際には積極的に協力してもらえよう、意識啓発を図っていく。



学校プレハブ校舎



介護職員に対するPCR検査

Q Jリーグ、プロ野球選手については、定期的にPCR検査を受ける体制が整ったことが報じられた。新たに設置された秋川流域のPCR検査センターを活用して、医療・介護職員が定期的に検査を受けられる体制を整えることはできないか。もし、それが難しい場合は、市独自に、唾液によるPCR検査を進めてはどうか。

A 症状のない人を対象とした自由診療のPCR検査を検査センターで実施することは、症状のある人の行政検査と混在することになり、制度として難しい。しかし、医療・介護従事者の定期的な検査は必要であると認識している。西多摩地域の共通の課題として各関係者で協議をしていく必要がある。

り、保健所に働きかけていく。唾液によるPCR検査が保険診療となったことで、検査の簡素化と医療従事者の感染リスクの低減につながると思われるが、症状のない人の検査も、西多摩地域全体で考えていく必要がある。

意見

介護職員は、感染による死亡リスクの高い高齢者に対して「密」なケアをしており、自分がウイルス保持者でないか不安を抱えながら仕事をしている。介護職員が安心して働けるよう、本来は国がPCR検査体制を整えるべきだが、それが進んでいない。市独自に検査体制を整えられないか検討してほしい。

検査機関の公表

Q PCR検査の実施機関や検査の流れ、検査を受ける条件などを周知することが冷静な受診につながる。情報を公開した上で周知を行うべきでは。

A 検査実施機関の非公表は、風評被害と混乱を防ぎ、真に必要な方が検査を受けられない事態にならないための措置。6月10日に開設したPCR検査センターも場所は非公表だが、実施する曜日と時間、受診につながる方法を周知する。

検査に関する情報公開

Q コロナ対策情報として、市内感染者数の他、検査を受けた市民の人数も必要ではないか。

A 都から検査数の情報などは提供されていないが、引き続き都に情報提供を求めたい。

Q 感染防止の観点から、都に対し、都内感染者の年齢・性別などを周知することが冷静な受診につながる。情報を公開した上で周知を行うべきでは。

既往歴・その後の経過などの情報を出すよう求めるべきではないか。

A 都が把握している情報、分析結果について、必要に応じて公表するよう働きかける。

差別許さぬ姿勢を

Q 感染者への差別を許さない姿勢を市が示すべきではないか。

A 感染者・濃厚接触者・医療関係者などへの差別防止のため、十分な配慮と市民に向けて差別防止の啓発を行う。



オンライン教育について

ICTを活用した学びの現状

Q 端末の整備スケジュールは。

A 国による財政的支援の時期が明確にされていないことや、市場での端末の需要と供給のバランスが崩れていることなどから、整備スケジュールが立たない。年内に整備したいが、国は、年度をまたいだの整備も想定しており、1人1台端末が整備された状況下で学習できる時期は示せない。

家庭の端末・通信環境

Q 1人1台端末整備のため、児童・生徒の各家庭のネット環境などを調査したが、結果及び分析は。

A 児童・生徒約6300人に對して、家庭に端末(スマートフォンは除く)のない児童・生徒が約1500人、通信環境なしが200人

超、端末・通信環境共になしが約300人、現状は約2000人の児童・生徒が家庭でのオンライン学習を難しい状況にある。オンライン学習実施に際し、各家庭における対応力が未知数であることが読み取れる。

Q

都は、家庭にパソコンがない児童・生徒に対して、市における不足分を緊急で貸し出すとともに通信料等も支援することに決めた。どう活用するのか。

A

貸出しを行う場合、2000台程度の端末が必要。都は、市町村への貸出し用端末4万2000台を整備したが、想定を超える需要が各市町村からあり、本市に貸与される端末台数は、希望数を下回り、各家庭への貸出しに際しての条件整理など市町村の負担に対する支援について示されていない。

オンライン教育の課題

Q 小学生を対象に家庭でのオンライン授業を実施するには、保護者の協力が不可欠だと思うが、対応が難しい家庭についての支援は。

A 各家庭のパソコン等の保有状況やWiFi環境等の情報をまとめ、個別状況に応じた準備・操作マニュアルを提示するなどの支援が必要。また、保護者の協力を得られず、全ての家庭でのオンライン授業実施が難しいと判断される状況もある。教科書やプリントによる家庭学習のほか、動画の配信など、できる範囲での学習支援を考える。

A

できる範囲というところで、使えるものは使うということがある。ただ、BYODは行政にとって整備費等に要する費用を圧縮できるメリットはあるが、セキュリティ面でのリスクもあるので、複合的に考えたい。

Q

第2・第3波に備え、端末を一度に整備ではなくて、BYODや都のレンタルなど、できる範囲で体制を整える必要があるが、どう考えるか。



※BYOD Bring Your Own Deviceの略。自分で持っている機器を持ち込んで使用すること。

交付金の使途について

Q 感染症対策や市民生活・地域経済支援、持続可能な社会構築のため、国は地方創生臨時交付金、東京都は東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金を交付する(計約5億円)。本市は、どのような現状分析と編成方針に基づいて活用していくのか。

A 低所得者や、ひとり親家庭、事業者への支援、福祉施設や避難所における感染症対策、小・中学校児童・生徒への1人1台のタブレット端末の整備などを中心に実施する。

地域の实情にに応じて柔軟に支援できるよう財政措置を講じていることから、本市においても家賃支援給付金に合わせ、事業継続を下支えすべきと考えるがいかがか。

A 国の持続化給付金の対象とならなかった「減収額が30%から50%未満の事業者等」に、1事業者当たり20万円を支給し、家賃の支払いを含め、事業全般に広く活用してもらう。



Q 電子申請は申請段階での誤りが多く、行政側の負担が大きいの指摘もされている。当市の現状及び効率性、業務軽減等に関する評価は。

A 電子申請全体のうち、約15%程度で確認等が必要となり、電子申請された内容を手作業で確認した。今後、マイナンバーカードの機能強化に伴い、世帯情報、口座情報などの連携が図られると、迅速な給付ができるようになる。

申請者が世帯主でない場合、口座の名義が世帯主でなく、かつ委任状の添付がない場合、指定された口座と添付された画像等の口座が異なる場合などが挙げられる。

A 申請者が世帯主でない場合、口座の名義が世帯主でなく、かつ委任状の添付がない場合、指定された口座と添付された画像等の口座が異なる場合などが挙げられる。

特別定額給付金の電子申請について

Q マイナンバーによる電子申請の件数、全世帯に占める電子申請の割合を伺う。

A 6月8日0時時点において、電子申請の件数は1065件、電子申請をした世帯の割合はおよそ29.5%。

Q 電子申請のうち、職員が申



傷病手当金について

Q 国保加入者に対する救済のため国民健康保険条例の一部改正が行われた。自営業者及び従業員への適用は。

A 対象者は、被保険者のうち、被用者であり、正規、非正規に関わらず、雇用され給与、賃金又は時給を受けている人。自営業者でも青色専従者は該当するが、その他の自営業者や農業者は対象外。

AQ 農業者への情報提供は。直売所などに出荷されている人は情報を持っているようだ。

Q 持続化給付金は個人事業主の大家は対象にならない。

Q 自営業者であって青色専従者に該当しない農業者や一人親方の被保険者には、なぜ適用されないのか。

A 自営業者や農業者などの個人事業主は、給与収入ではなく事業収入を得ていることになる。新型コロナウイルスの影響により減少した事業収入は、傷病手当ではなく、持続化給付金や市が独自創設した事業者緊急支援事業補助金、各種の支援策を活用してほしい。

A 漏れた人への支援は、今後家賃補助のような特化した制度設計の中で検討していきたい。



生活困窮者への支援について

Q 生活困窮者に対する各種制度の申請件数は。

A 住居確保給付金が34件(4/1~5/22)、緊急小口資金が152件(3/25~5/22)、生活保護が37件(2/1~5/22)。

A 都が実施する調査の始期に合わせたため2月1日から5月22日までの申請数に大きな変化はない。

Q 長期間に及ぶ景気低迷が懸念され、生活保護申請も増加する可能性がある。生活保護費や人件費等の増額補正は検討しているか。

A 例年不足が見込まれた時点で増額補正を行っているが、現時点での相談件数及び申請件数は昨年並みで増額補正を行う予定はない。

意見 たまたま4月が多かったようで、今のところコロナの影響で申請が増えているわけではないことが分かった。生活保護に関しては、未だに「水際作戦」と言われる不適切な対応をしている自治体があるという。当市では制度に則った丁寧な対応をしているものと認識している。今後も一人一人に寄り添った支援をお願いする。

Q 4月の生活保護申請数は昨年の8割増であることが新聞で報じられた。なぜ、生活保護だけ2月1日からの期間で比較したのか。5月22日以降の申請数に大きな変化は見られるか。



介護事業所に対する支援について

Q 介護施設で集団感染が発生した場合のリスク管理体制は。

A 感染症の発生した施設等に他の事業所等から職員を派遣することも想定されるので、相互派遣の具体的な仕組みづくりや、応援職員・応援施設等のリスト化、感染症の専門的知識の習得について、市がコーディネーター役となり、介護サービス事業所等と協議していく。

訪問診療医が担う新システムを独自に構築しており参考になる。一方、協力してもらえない訪問診療医の確保や高度な感染予防対策などの課題があり、多くの介護施設がある西多摩地域の共通の課題であるため、西多摩保健所を中心に地域の医療関係者及び西多摩地域の市町村とともに、対応策について協議していきたい。



Q 市がコーディネーター役になることについては、大いに期待したい。介護サービス利用者がPCR検査を受ける場合、医療機関と連携し、介護施設や利用者の自宅に医師が出張して検体を採取する体制は取れないか。

A

新宿区医師会などは施設や自宅においてPCR検査を

延期している特定健康診査、乳幼児健診について

Q 大腸がん検診など検体の郵送方式が検討できないか。前年度に特定検診と併せて大腸がん検診を受診した人を対象に郵送する方法について今後検討していくが、採取した検体を郵送することは温度管理等が困難とされ、検査の精度が下がることから難しい。

A 3、4か月児健診を集団健診ではなく、個別健診にしていくことはできないか。検討したが難しいため、対象者全員を完全予約制にし、徹底した衛生管理を行い、安心して健診が受けられる環境を整えた上で、集団健診として実施することにした。

A 現在も市内の個別医療機関で受診の機会はあるが、希望される全ての人が受診することは難しい状況であるため、衛生管理を徹底して集団健診で実施する予定である。

Q 院内感染を恐れて子どもの予防接種の時期を逸してしまつた家庭などへ市の対応は。

A 接種期間を延長し、接種費用も公費負担としている。市ホームページに掲載するとともに接種記録から対象者を抽出して個別に案内を行う予定である。



区画整理事業の遅延の有無について

Q 武蔵引田駅北口土地区画整理事業への新型コロナウィルス感染症の影響は。

A 換地設計等の決定に関する土地区画整理審議会の開催、東京都との協議の自粛等による遅延が懸念されるが、「緊急事態宣言」解除後の協議等を適宜行うことで、今後のスケジュールに大きな影響は生じないと考えている。

A 都がその方針に従つてこの事業をどうすべきかという具体的な話はないが、6月4日、8日の都との協議では「地権者のためにも円滑に進められたい」という認識だと受けとめている。

意見 ポストコロナの経済において市の財政状況がどうなっていくのか長期的な見通しの中で、慎重な資金計画を出してほしい。



Q 5月5日付の都の通達には、当面の間、人的資源や財源を感染症対策に最大限振り向けるため、「原則延期又は中止する」「具体的な事業の例」として、「区画整理」が挙げられている。

A 本区画整理事業に対する都の方針は「緊急事態宣言」の前後で、変更はない。

Q 都の区画整理事業に対する方針に変更はないか。

A 都がその方針に従つてこの事業をどうすべきかという具体的な話はないが、6月4日、8日の都との協議では「地権者のためにも円滑に進められたい」という認識だと受けとめている。

子どもの体力維持について

Q 長引く休校で子どもたちの体力の低下が目立った。休校時にも小・中学校の校庭を開放することはできないか。

A 児童・生徒の安全を第一に考え、校庭開放を行わないことを原則とした。一方で、臨時休業中の体力維持のため、各学校のホームページに一人または少人数でできる運動例を掲載した。

A たことは理解できる。感染リスクは抑えられたが、体力低下、コミュニケーション不足による精神的影響、ゲーム依存など影響は大きかった。今後は、ある程度コントロールの利く校庭開放を積極的に考えてほしいがいかか。

Q 文科省は子どもの健康維持のために、公園で遊ぶことを禁止せず、校庭の開放も検討すべきとした。校庭が「安全」でない理由とは。

A 校庭を開放することで、子どもたちが集まり、近距離で遊んでしまうことが予想され、結果的に子どもたちの感染リスクを高めてしまうことにつながるため。

Q 慎重にならざるを得なかつ

